

## 令和8年4月保険料(5月納付分)より「子ども子育て支援金」の徴収が始まります

支援金率は0.23%のため、標準報酬月額に支援金率を掛けたものが支援金額になります

例えば、標準報酬月額が410千円(27等級)の場合、1カ月当たりの支援金は943円(事業主負担471.5円/被保険者負担471.5円)になります

負担額に端数が生じることから、保険料の計算方法をまとめてみましたので参考にしてください。

### 事業所の保険料額の計算方法(合計額)

被保険者ごとの標準報酬月額と標準賞与額に、それぞれの項目ごとの保険料率を乗じて得た額を合計します。ただし、その合計額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てします(被保険者ごとに端数処理は行いません)。

### 被保険者の給与から保険料を控除する方法(被保険者負担分)

各事業所では、被保険者の給与から健康保険料と厚生年金保険料を控除します。控除する金額は、その被保険者の標準報酬月額に保険料率を乗じた額の半額となります(折半)。ただし、折半した額に1円未満の端数が生じるときは、端数処理を行います。

#### (1)事業主が給与(賞与)から被保険者負担分を控除する場合

控除額の計算において、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。

#### (2)被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合

被保険者が事業主に現金で支払う額の計算において、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

### 事業主負担分の計算方法

事業主負担分は、「納入告知額」から「全ての被保険者の保険料額(上記の計算方法で算出した額)の合計額」を差し引いた金額となります。

本来、事業主が負担すべき金額は、被保険者の標準報酬月額に保険料率を乗じた額の半額となりますが、被保険者の給与から保険料を控除する際に端数処理を行いますので、事業主負担分と被保険者負担分は、必ずしも一致するとは限りません。

お問い合わせ先

日本情報機器健康保険組合

電話 03-3264-7595